

令和9年度（2027年度）函館市奨学生（給付型）募集要項

1 制度の目的

給付型奨学金は、社会に有用な人材を育成することを目的とした人物、学業ともに優秀で経済的な理由で大学への修学が困難な学生に奨学金を支給する制度です。

2 申請の資格

函館市の住民基本台帳に記録されている者に扶養されている者であって、次の条件を兼ね備えた者とします。

- (1) 現在、高等学校（高専）の3年生および定時制高校4年生で、令和9年度（2027年度）に4年制以上の大学へ進学予定であること、または同等の資格があると認められる者であること。（令和7年度以降の高卒認定試験合格者等）

※ 大学とは、文部科学省が所管する学校のことです。また、大学院、海外の大学は対象となりません。

- (2) 申請者の属する世帯の令和7年1月～令和7年12月（2025年中）の合計所得金額が320万円以下であること。ただし、次の事項に該当する場合は、合計所得金額が上限を超える場合であっても申請可能とする。

ア 申請時から過去1年以内に主たる家計支持者が死亡、障がい、病気の影響により家計が急変し申請時から今後1年間の収入見込みが所得金額320万円を下回るとき。

イ 申請時から過去1年以内に震災、風水害、火災その他の災害により被害を受けたもので、令和7年度以降の市民税・道民税において、全額免除の措置を受けたとき。

- (3) 高校（高専）の1年および2年次の各学年の全履修科目平均評定が5段階評価で4.3以上であること。（定時制高校の場合は1年から3年次までの各学年の平均評定）

※ 高卒認定試験合格者で高校等の成績証明書が提出できない場合は、高卒認定試験における合格成績証明書等で判定します。

- (4) 修学に十分堪えうる健康状態であり、性行が善良であること。

3 申請書配布・受付期間

令和8年（2026年）9月1日（火）～9月30日（水）

※ 奨学生推薦書は、期間に余裕を持って学校へ依頼してください。

4 選考方法 1次選考：書類審査

2次選考：面接（1次選考通過者）

5 面接の実施日等

実 施 日 令和8年（2026年）11月8日（日）

会 場 市役所8階第1会議室（予定）

※ 書類審査と面接の結果を総合的に判断し、奨学生の候補者を決定します。

申請者都合による面接日の変更はできません。

6 募集人員 7人

7 支給内容 金 額 月額30,000円, 入学一時金100,000円

期 間 在学する大学の正規の修業年限を限度

8 提出書類

(1) 奨学生願書（用紙指定）

(2) 奨学生推薦書（用紙指定）

※ 高卒認定試験合格者で在学した学校から推薦書がもらえない場合は、自己推薦書を提出してください。（様式自由）

(3) 家庭状況調書（用紙指定）

(4) 課題文「将来の夢について」（800字以内）

(5) 収入を証明する書類

ア 給与所得者の場合

- ・「令和8年度（2026年度）給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の写し」もしくは「令和7年分源泉徴収票の写し」

イ 自営業者およびその他所得者

- ・「令和8年度（2026年度）市民税・道民税課税明細書の写し」, 「令和7年分確定申告書の写し」もしくは「令和8年度市道民税申告書（控）の写し」, 年金受給者の方は, 「公的年金等の源泉徴収票」

※ 上記の書類が提出困難な場合は, ご相談ください。

※ 令和8年1月2日以降に市内に転入してきた方は, 令和8年1月1日現在に住所を有していた市区町村が発行する所得証明書を提出してください。

(6) 提出書類チェック票

(7) その他の書類

世帯の経済状況や家庭状況等を確認するため, 上記の書類以外に提出を求める場合がありますので, ご了承ください。

9 書類作成上の注意

- (1) 奨学生推薦書については、厳封したものを提出してください。
- (2) 学校の定期健康診断を受診していない場合は、医師の診断を受け健康診断書を提出してください。

10 選考結果および奨学生の決定について

選考結果を12月中旬までに申請者全員に通知いたします。

奨学生候補者となった方は、翌年4月に在学証明書をもって正式決定します。

11 申請から決定までのスケジュール

令和8年9月	申請書の配布・受付
10月	書類審査
11月	面接
12月	審査結果の通知（奨学生候補者を選定）
令和9年4月	奨学生の決定 （奨学生候補者が大学入学後に正式決定） 誓約書等の提出

12 奨学金の支給方法

奨学生本人名義の預金口座に振り込みします。

なお、月額3万円を年3回（5・8・12月）に分割し、入学一時金については入学初年度の5月に一括支給します。

13 奨学生の提出義務

毎年度当初、次の書類を提出していただきます。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 奨学生継続申請書（用紙指定） | 1部 |
| (2) 学長または学部長の推薦書（用紙指定） | 1部 |
| (3) 学業成績証明書 | 1部 |
| (4) 在学証明書 | 1部 |

14 奨学金の廃止

次の各号に該当するときは、奨学金の支給を廃止いたします。

- (1) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (2) 大学を退学したとき
- (3) 保護者が市外へ転出し、函館市民でなくなったとき
- (4) 奨学金の申請に偽りがあったとき
- (5) 正当な理由なく奨学金の支給の条件に違反したとき

15 奨学金の休止

休学したときは、奨学金を休止し、復学したときに支給を再開いたします。

16 学業成績について

学業成績が低下し、または性行が不良になったときは、奨学金の支給を廃止、休止または減額いたします。

17 奨学生の届出

次の各号に該当するときは、直ちに市長に届出なければなりません。

- (1) 休学，復学または退学したとき
- (2) 住所を変更したとき
- (3) 保護者が市外へ転出したとき
- (4) 奨学生の身分に異動があったとき（転学部（科），編入，留学等）

問い合わせ先
函館市子ども未来部 子ども企画課 〒040-8666 函館市東雲町4番13号（市役所3階） TEL (0138)21-3288 FAX (0138)26-6657